

佐世保工業高等専門学校寮生会寮長選挙細則

(昭和40年12月1日制定)

(選挙管理委員会)

第1条 寮生会会則第7条に定める寮長選挙を管理することを目的とする。

- 2 委員は室長の互選により若干名を選出する。
- 3 委員会はおそくとも投票予定日を含めて、15日前までに設置しなければならない。
- 4 委員長は委員の互選による。
- 5 委員の任期は第3項に基づく、委員会の設置から寮長選挙に関する一切の事務完了までとする。
- 6 選挙に関する必要な事項は委員会が告示する。

(寮長選挙)

第2条 選挙は単記無記名投票とする。

- 2 当選者は最高得票者とする。

(立候補者及び推薦責任者)

第3条 立候補者及び推薦責任者は、選挙管理委員であってはならない。

- 2 立候補しようとする者は、推薦責任者を経て、委員会に届け出なければならない。
- 3 推薦責任者は、その立候補者に関する選挙の全責任を負う。
- 4 推薦責任者は、開票に立ち会うことができる。

附 則

この細則は、昭和40年12月1日から施行する。